

## 建設業者監督処分簿

### 1. 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	株式会社大晋	代表者氏名	堀田 裕次
主たる営業所の所在地	名古屋市港区善進町二丁目14-1		
許可番号	愛知県知事許可（般-27）第25364号	許可を受けている建設業の種類	と

### 2. 処分に関する事項

処分年月日	平成28年8月17日	処分を行った者	愛知県知事
根拠法令	建設業法第28条第1項(同条第1項第3号該当)		
処分(勧告)の内容(指示処分)			
建設業法第28条第1項に基づく指示処分の内容			
1 今回の事件の再発を防ぐため、以下の事項について必要な措置を講ずること。 (1) 今回の事件の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員に速やかに周知徹底すること。 (2) 社内、施工現場及び下請業者の労働環境における安全管理体制のより一層の整備・強化を図ること。 (3) 建設工事の安全確保に関する関係法令を引き続き遵守すること。 (4) 職員に対する建設工事の安全施工に関する教育・指導の計画を作成し、継続的に実行すること。			
2 前項各号について講じた措置(前項に係る措置以外に講じた措置がある場合にはこれを含む。)を速やかに文書でもって報告すること。			
処分の原因となった事実			
平成27年9月22日、愛知県知多郡東浦町内の工場増築工事の基礎工事現場において、車両系建設機械であるアース・オーガーを運転し掘削作業を行うにあたり、法定の除外事由がないのに、著しく摩耗した作業装置であるガイドギブの交換修理をせず、労働者への危険が生ずる危険があったのに、機械による危険を防止するため必要な措置を講じることなく運転したことにより、付近でクレーンを運転していた作業員の上に駆動モーターを落下させ死亡させた。 このことにより、半田簡易裁判所から、法人が労働安全衛生法違反により罰金20万円、また、現場責任者が労働安全衛生法違反及び業務上過失致死罪により罰金60万円の略式命令を受け、その刑が確定した。 これは、建設業法第28条第1項第3号に該当する。			
その他参考となる事項 愛知労働局からの通報			